

鳥取縣公報

監査公告

◇鳥取縣監査公告第五十二号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年度にかゝる左記解並に事業所の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年三月十七日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

保 木 本 徳 太 郎

柳 谷 保 一

倉 繁 良 逸

記

監査した箇所 監査執行年月日

米子公共職業補導所 昭和二十六年一月二十六日

米子兒童相談所 年二月二十六日

昭和二十六年三月十七日 土曜 日
号 外

本書ノ大キサハ國定規格A五判

縣立中央兒童相談所 年一月二十九日

積善學園 年二月二十八日

倉吉勞政事務所 年三月一日

氣高保健所 年三月一日

縣立山守診療所 年三月二日

縣立經營傳習農場 年三月二日

倉吉建築木工 年三月七日

公共職業補導所

米子公共職業補導所 昭和二十六年一月二十六日監査

監査委員 保木本徳太郎

倉繁良逸

監査概況

一、当所は建築科二五名、木工科一九名、洋裁科三〇名、補修科一〇名計八四名を收容しており補導狀況は概して良好なるものと認められた。

00353

- 二、当所施設★備は不充分である。特に洋裁科合併のため当施設に四〇名が増員となつており洋裁科に二室（約三十余坪）を配分し補導しているが、作業台、ミシン等を備付てあるので、ために狹隘であり作業に支障を來すものと認める。又冬期の採暖方策として小火鉢が二、三個程度であり、男女便所は共に不足を認められたが今後これ等の点配慮の要を認められた。
- 三、労働省の方針により昭和二十六年度より職業補導機関は大巾に縮少され、当所木工科廃止のことになつてゐるようであるが本縣の事情からして殊に当地方の木工産業の振興上獨立採算的方法によつても中央の制一的方法によらず何とか存置することに考慮すべきではなからうか。
- 四、当所洋裁科は従來相当額の繰替金により材料を確保し一貫した補導をなしていたが、現在は生徒持参の思ひ／＼の材料により実習補導しているので一貫した補導は困難と認め考慮すべきである。
- 五、社会状態に即応した簡易な智識補導種目を捉え実施

- を考究中のようで近く通訳の補導を実施の模様であるが機宜に即した施策と認める。
- 六、当所の建物施設は現在米子西高校の学校施設の一隅にあるが政令に基き教育委員会より屢々立退きを要求せられてゐる如きも共に是縣有地であり殊に本事業は工業学校との関連もあるのであるから双方便宜を図るよう考究を望む。
- 七、会計その他一般事務は概ね良好なるも左の点留意改善された。
- (1) 生産品の出納簿もなく販売、委託或いは片用使用等明確に記入していないのは遺憾である。又生産品目別とその数を把握して置くことも必要であるから夫々調査し整理すべきである。
- (2) 生産引續簿を作製し担当者より出納員に嚴格引繼を行うべきである。
- (3) 生産品を委託販売に出しているが販売都度連結を密にし調定収入すべきである。
- (4) 十二月末現在参方五千余円生産品売却未收金があ

00354

るが至急收納すべきである。

米子児童相談所 昭和二十六年一月二十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

柳 谷 保 一

監査概況

- 一、本所は二十四年九月中央児童相談所支所より分離獨立して以來所長以下職員一丸となり専心業務に従事し効績を挙げつゝあり、相談取扱件数について見ても設立当初一日平均五六件程度だつたものが本年度に入つてから飛躍的に増大し、最近は一日平均十八件にも及び児童福祉のために努力しているものと認める。
- 二、特に消極的相談より潜在要保護児童の早期発見に努めるべく去る十二月米子一中及び四中生徒に対する積極的相談に乗り出していることは特筆すべきである。
- 三、昨年監査の際にも指摘した如く設備、経営、経費或いは職員は中央相談所の国庫補助のものを二分し運営されているので總べてに不充分の点が窺われるが、幸し明二十六年度より補助対照となり充分とはいかない

迄も制当がある見込みのようであるからこれ等の点解消されるものと思ふ。

- 四、現在職員は所長以下七名の少数であり、又設備も不十分であつて鑑別用器具機械も殆んど見るべきものがなく知能診断テスト用紙の購入費さえも不充分のため、担当職員がこれを自費で購入するが如き実状のようであるが、これ等の点について関係当局の配慮と善処が特に必要であらう。

- 五、里親制度の活用について管下登録里親十一名（外に目下申込取扱中のもの一名）委託児童数十一名（内二名は一里親に委託）あるが、他府縣に比し低調の嫌があるので一般に啓蒙しこれが開拓に努力が望ましい。

- 六、懸案中の当所附設一時保護所は国庫補助の交付により予算化されているが未だ未着工につき相談所業務と密接不離のものにつき早急建築を図られた。

- 七、事務の処理並びに服務の状況は良好であり解に指定後獨立経理されているがその執行状況は適正と認めた。

00355

縣立中央兒童相談所 昭和二十六年一月二十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

柳 谷 保 一

監査概況

一、本所は昭和二十三年三月創設されて以來活動も活発化しつつあり殊に二十五年は相談取扱件数は倍加して居り、一日平均十一、二名の相談を受けその使命を遂行しつつあるものと認める。

二、所長以下九名を以つて相談所事務全般と附設一時保護所業務を担当しているが職員数、運営諸経費、鑑別用器具機械その他設備等は到つて貧弱であるため運営乃至は活動に苦慮しているが、これは昨年監査の際にも言及した如く当所に対する国庫補助を米子相談所と二ヶ所で二分し運営されている上に縣獨自では殆んど見られていない結果によるものである。この点近く兒童福祉法の改正により相談所の強化も計画されており、又明年度米子相談所分が国庫補助対照となる模様であるから相当緩和されるものと思われるが、何れにして

も現状では兒童福祉法に副わしむるべき十二分の活動は至難と謂わなければならない。

三、当所々長職員は(一)研究機関の設置(二)兒童鑑別機構の完備(三)兒童に対する図書整備(四)機関紙の発行(五)職員の研究強化(六)兒童遊園地 図書館、映画館、保育所、母親クラブ等の設置によりホームセンターとする等の高度の理想と抱負懸案をもち又熱意を以つてその実現化に焦慮しているが、人と経費の不充分的現状では画餅に終らしめている状況である。

四、当所運営上の旅費(一般業務旅費、兒童移送及び護送旅費)或いは燃料費、消耗品費、印刷製本費と謂つた需要費は一定基準による配当のため、特殊性のある本所の事務執行に多大の支障を及ぼしているものと認める。殊に経費の絶対額が不足のため鑑別用諸用紙も反古を活用して代用したり、又職員が自費で以つて購入しているが如きは関係当局の考慮すべきものと認め

五、一時保護所は到つて殺風景であり又疊、寢具は破損

00356

し甚だ粗悪であるがこれ等の点を改善すると共に玩具、

図書等も備え付け保護兒童に対する温き心やりをして一時保護の目的を達せしめるよう配慮が必要である。

六、会計経理その他事務の処理並びに服務の状況は概ね

良好と認められたが左記の点改善すべきである。

記

一時保護兒童の毎日の食事は炊事婦の請負形式を採つて居るが所定の措置費額を以つて現物購入による賄い方法にすべきを適正と認む。

積善 学 園 昭和二十六年二月二十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一、本学園は現在兒童九十一名(首兒二十名、ろう啞兒七十一名)と法対照外七名收容しているが、園長以下職員はこれ等兒童と寢食を共にし個々の特性に応じて適切なる指導に最善の努力をしておりその労苦は並々ならぬものと認む。

二、施設の状況

△首兒寮舎

昨年監査の際にも指摘した通り当寮舎は震災による応急バラック式建物のため腐朽し陰惨な状況にあるが、その後改善もされずに今日に到つて居ることは眞に遺憾である。しかし幸い明年度予算約二百二十五万円を以つて改築すべく本省からの実地検査も終りその見透しもついていることは欣ばしい。

△ろう啞兒寮舎

從來の寮舎内部施設を兒童の性格に適する如く間切り改善すると共に寢台式により限られた居室に一人でも多く收容でき得るよう工夫改造し施設を最大限に活用しているが、なお指導員及び寮母の居室もなため兒童と同室起居を共にし訓育している実状である。従つて職員の仕事の労苦は大であるので將來拡充計画と相俟つて考慮されるべきであろう。

△炊事場

從來炊事場は学校施設を併用していたが本年度一般

00357

經常費を圧縮し二十六万八千円を以つて木造モルタル造り平屋建一七、五坪の獨立建物を建築し一応学校施設との完全分離がなされている。

以上が施設の概況であるが、逐次旨及びびろう学校施設と完全分離を旨とし本年度より三ヶ年計画で学園拡充計画を樹てゝいることは結構である。尙第二年次以降の計画中に職業補導施設の新築等が目論まれているが、その必要性は充分認められるのでこれが実現を希望したい。

三、職業指導について種々苦心し検討を加えられておりその一環として印刷部の設置を試み、現在縣印刷所の協力を得て一週間に一日ろろ兒を見学に通わせているようであるが、縣管印刷所の遊休印刷機械等があればこれが保管転換により設備をし職業指導も考えられる。又農業指導についても現在当学園に農場がないので実施してないが將來考慮すべきことがらと思ふ。

四、職員は園長以下十五名中二名が現職教育派遣と長期欠勤者を出し困難を生じているようであるが、かゝる

施設に対しては常に現場指導に支障なきよう措置が必要と認む。

五、經理その他事務の処理は良好と認められたが給食傳票と措置表と不突合のものがあつたから今後留意されたい。

倉吉労政事務所 昭和二十六年三月一日 監査

監査委員 倉 繁 良 逸

一、本所は倉吉公共職業安定所内の奥まつた一室を借用しこれに充てゝいるが、この所在箇所は利用等に甚だ不便であり労行政の一線機関として將亦サービスキ関として適當箇所位置を占むることに考慮されるべきものと認む。

二、労協組合の設立解散の場合の届出制が廢止されている今日これが組合の現状把握する上に或いは組合活動その他の情報し集、労協教育の徹底を期する上において四六時中管内の巡回を必要とするが、現在の所長以下職員四名(内女子一名)ではその万全を期するこ

00358

とは困難と認められる。定員増加につき当局の国に対する要請が望ましく。

三、管下組織労協組合六一組合中労協約締結數十組合(内本部協約のもの六を含む)で概ね労協運動は低調の傾がある。労協教育の一環とする健全なる労協約締結に關し労資双方の啓蒙指導が必要と認められる。

四、総体予算經理は主管課で行つてゐるが、当所活動計画を樹てる上においても將亦その執行状況を見る上においても予算の内示及び執行記録を必要と認められるので、主管課は爾前に各費目の内示をすると共に補助簿を設け執行記録をすることが緊要と認む。

五、事務の処理並びに服務の状況は概ね良好であり諸帳簿及び書類の整理編さんも嚴格にされていることを認めめた。

氣高保健所 昭和二十六年三月一日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

一、当所は來所者相談或いは検診に従事するのみならず、

極力管内町村へ出張し積極的に業務を遂行しており一般の理解と協力を得て業績を挙げつゝあるものと認められた。

二、特に本年度は予ねて懸案であつたダットサンによる機動力を得て結核予防に重点を置き活動しているが、現在管下全住民の五十五%の検診を終了残り三月中旬に行うべく意氣込み、所長自ら陣頭に立ち努力されていることは欣ばしい。これが検診完了後の結核予防には一層留意し対処することが肝要と認める。

三、本所はトラコーマ予防で日赤支部病院の援助協力を得て本年度酒ノ津、末恒兩村六三六名に対し治療の結果その治療率六十七%と謂つた成果を挙げていることは注目すべきことである。縣自体として今後全般的に勸奨すべき施策と認められた。

四、事務室受付窓口は來所者僅少との理由で現在使用していないが折角の施設であるからこれを開放し一般來者の便宜を図るべきである。尚窓口応援については親切明瞭を以つてすることは申す迄もないことである。

00359

五、現在当所の医師・榮養士及び食品衛生防疫係職員が夫々一名宛欠員であつて、特に医師は所長一名のため活動に支障を生ずると思われるので早急にこれが充足すべきものと認められた。

六、予算執行並びに会計諸帳簿の整理については補助職員に任せぎりのように見受けられた。又日々の収入金引繼も厳格を欠く点があつたので少く共現金出納事務は出納員において厳格に処理すべきものと認む。尙次の点について更に今後充分留意し遺憾なきを期せられたい。

(1) 診療料金は診療傳票の月計額により調定収入してゐるため窓口発行の現金領收証金額と不突合のものがあつたので至急調査し整理すべきである。

(2) 各種許可手数料の徴収及びその現金引繼或いは金庫払込み処理は杜撰につきこれが取扱いを厳格にすべきものと認められた。尙その取扱ひの間における各担当係職員と出納員との現金授受も明確にして置くべきである。

(3) 町村斡旋医薬品(繰替金制度のもの)の歳入調定額(会計帳簿額)と係保管の出納簿との金額が九円不突合であつたが整理すべきである。尙未收金四万六千余円あるが至急徴収すべきである。

(4) 斡旋医薬品中痘苗一七〇人分を受取らなかつたため失効したものゝ代金は予約町村より未だ收納してゐなかつたが至急収入整理すべきである。又引揚者用無償腸ペラ接種液八一cc受領しその内三一cc使用し残り五〇cc失効のため廃棄されていたが正規の手続により処置すべきである。

縣立山守診療所 昭和二十六年三月二日 監査
 監査委員 倉 繁 良 逸

一、本所は元開業医兼務所長であつたが昨年八月専任所長を得て診療されており診療状況は左記の通りであるが月別に見て稍々下降の傾向にあるので一層努力が望ましい。

00360

診療所利用者状況調

(昭二六、一、三一現在)

| 種別 | 月別 | | | | | | | | | | | | 計 |
|------|-----|-----|----|----|----|-----|----|-----|-----|----|-----|--|---|
| | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 一月 | 計 | | |
| 呼吸器系 | 三二 | 一五 | 六 | 一〇 | 一七 | 二三 | 一九 | 一四 | 一三 | 一九 | 一六七 | | |
| 消化器系 | 二六 | 二七 | 一〇 | 四 | 二二 | 三三 | 九 | 一六 | 一一 | 一四 | 二〇八 | | |
| 泌尿器系 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 六 | | |
| 外傷 | 一〇 | 一三 | 六 | 一一 | 一一 | 一八 | 一六 | 一三 | 一一 | 一四 | 一一三 | | |
| その他 | 三三 | 四八 | 二八 | 三七 | 三八 | 二八 | 二八 | 二〇 | 二六 | 一九 | 三〇五 | | |
| 計 | 一〇二 | 一〇三 | 五一 | 九九 | 八七 | 二〇二 | 七二 | 六三 | 六四 | 六六 | 八〇九 | | |

二、本所は獨立經營を原則として運営されているが、一
 月末現在収入予算三十万円、収入済額約十八万六千円
 であり、歳出との均衡面から見て稍々危まれているの
 で一層機能を發揮して利用者の増加に努力することが
 緊要と認む。

三、当村は結核患者が比較的多くこれが予防対策に苦慮
 しているが、倉吉保健所の応援を得て部落毎に集團檢
 診をなし結核患者の早期発見に努めることが必要と認

む 尙本所に携帶用レントゲンの備付けがないがこれ
 は是非必要と認められ、常時これが檢診をして結核撲
 滅に努めることも肝要である。

四、本所は不充分ながら一応軌道に乗つてゐるので地元
 村に移管し村営として運営せしめることも支障なく寧
 ろ適當と思われるので考究すべきである。

五、本所は所長の外に看護婦一名、倉吉保健所との兼任
 出納員の三名であるが経理その他の事務は良好に処理

00361

されていた。尙左記の点留意すべきものと認められた。

(1) 出納員は早急専任とすべきである。

(2) 患者の診療料半額徴收事務を国民健康保険組合に代り窓口徴收をして出納員が代行しているが、公正の委任状により事務代行をしその間の收支の責任を明確にすべきである。

(3) 一月分診療料誤調定による差額一千三百五円を追調定すべきものと認む。

(4) 本所には電話が架設されていないので不便である。少くとも医療機関には架設すべきである。

縣立傳習農場 昭和二十六年三月二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一、本場は縣下唯一の農民教育機関として現在農家子弟二六名を收容し將來自營農民としての確乎たる信念と鞏固なる意志を培いつゝ本縣農業改良普及事業の一環として着々その実効を挙げているものと認められた。

二、特に場長以下場生は寢食、苦樂を共にする一家庭と

して明日の勤勞と生産を基盤とした合理的農家經營の傳習に日夜精進しており、又その農場は傳習教室であり研究室であつて、共に学び共に励み相互切磋琢磨、心身の鍛錬に陶冶されていることは他に見られないことからしてその辛苦の勞を認めた。

三、本場施設建物の改装整備については過去監査の際指摘して來た通りであるがその整備も財政的に制約を受け余り考慮も払われず、遅々として渉らず到る処雨漏個所もあつて逐年荒廢の一途を辿りつゝある現状にて縣下農家子弟の教育を傳習するには余りにも貧弱なる老朽施設であつて、又内部施設々備の点においても甚だ不備である。特に炊事場、食堂或いは生徒宿舍等は生活改善上將亦衛生的見地より緊急整備の要が認められる。

四、本場圃場土質は火山灰土壌の限界生産地にも拘らず從來から自給自足の立前を堅持し多額の生産を見込まれ、勤勞生産に努力され農場經營を圖つて來ているが、戦時中より耕地の酷使と戦後自給堆厩肥等の不足によ

00362

り次第に地力も低下しその反当生産量も漸減の傾きであり、ために家畜類の給飼も困難を極めてきているようであるがこれが打開策について考究し可及的対策を講ずべきである。

五、農場經營の一環として新に輪作方式を取り入れ生産力の向上を図るべき増産に重点を指向し將來商業生産農業の發展策を講じていることは時期に適した施策と認む。併し徒らに勞働を強化して生産を図ることは嚴に慎しむるべきであつて、これが勞働緩和策として畜力農法によるか、或いは新農機具等の導入により解決せしめ輪作經營の完璧を期することが肝要である。

六、現在家畜飼料の供給は殆んど生産物であつて必然的に場生給食に喰込みつゝあり困難を生じているが、これが打開策として三朝温泉旅館組合と協定し残飯の供給を確約されこれによつて生ずる豚飼料を他の家畜に転換する等飼料問題を解決すべく試案され目下これが搬送用のオート三輪車購入を要望していたが、前記輪作經營の確立により増産作物を販売する上からも交通

不便な當場には是非必要性が認められる。

七、當場職員は場長以下九名であつてこの内事務職員

(出納員)一名であるが、会計事務のみならずこの外一般学科教育面も担当している關係その処理に支障を來たしている。特に二十六年度より場生定員を五〇名に増加收容するようであるが、かかる観点からしても現在一名の事務職員では不可欠なものと認められるので当局の善処が望ましい。

八、經理その他事務の処理状況は概ね良好と認められたが左の点留意されたい。

(1) 生産物処理状況は出納簿により明確に出納されているが、家畜飼料その他加工用等に払出したものを更に各係で補助簿を作成し出納を記録し置くべきである。

(2) 給食については農場生産物を以つて殆んど間に合せ式で給食を行つている關係粗食のようである。併し賄費の關係上充分なる給食が得られないものとして、献立表位は作成し一定の熱量を攝取し食生活の改善に一層努力を払うべきである。

00363

(3) 給食関係諸帳簿は一物もないが必要な帳簿類を作
成し給食実施を記録し置くべきである。

倉吉建築木工公共職業補導所

昭和二十六年三月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

一、当所は創設以來所長以下職員の眞摯なる努力によつてその使命と目的を着々全うしつつあることが認められ欣びに堪えない。又過去において施設運営状況良好のため労働大臣の表彰を受け又本年度は全国補導所作品展において特選二点(内一点労働大臣賞授与)の外に入選一点を得て名声を挙げる等総べてに優秀の面が認められる。

二、労働省の方針による全面的職業補導機関の統合整理に伴つて本所補導科目中建築科が明年度より廃止されることになつてゐるが、管内地域に建築技術者払底の關係もあつて補導希望者も多く、又就職事情も良好なる実状からして同科の存置方強き希望もあるようである。

ある。可能ならば縣独自の立場で獨立採算的運営によつても存置することに考究すべきではあるまいか。当局の一考を煩したい。

三、当所補導過程における試作品は本年度二月末迄に左表の如く相当額の生産を挙げしかも優秀作品にして一般商品に比し遜色なきものが多い。従つて収入上の獨立採算を得ている。只技術補導上においては塗裝技術が不充分のため価値を減殺される点が認められるので塗裝技術者を採用し塗裝科の併設等により木工技術補導の完璧を期し得られ以つて地方木工業の振興に寄与すべきものと考えられる。

補導過程における試作品生産状況
(昭和二十六年二月末現在)

| 家具科 | 品種別 | 生産数量 | 建具科 | |
|-----|-----|------|-----|------|
| | | | 品種別 | 生産数量 |
| 机類 | | 五四 | 板戸 | 一一八 |
| 椅子類 | | 一六七 | 硝子戸 | 二四四 |
| 棚類 | | 八四 | 障子 | 一三二 |

00364

| タンス類 | 一三格 | 子戸 | 四 |
|------|-----|-----|-----|
| その他 | 一七五 | その他 | 四 |
| 計 | 四九三 | 計 | 五〇一 |

四、施設は年々整備充実されつゝあることは欣ばしい。本年度機械据付工場四〇坪を建築することとし基礎工事中であつたが近く完成し自動送飽機外五基据付予定となつてゐる。資材倉庫もなきたため木材その他材料は雨曝しとなり、又製品倉庫もなく寄宿舎の一室を使用する等未だ施設に不充分の面がある。尙埋立地については早急整地すべきである。

五、防火設備は消火栓もなく他にも全然考慮されてないが水槽施設等考慮されるべきであらう。

六、会計経理及びその他事務の処理状況は良好と認めた。

◇監査公告第五十三号
地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年年度にかゝる左記学校並びに廓の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議会及び知事並びに教育委員会に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年三月十七日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉
" " 保 木 本 德 太 郎
" " 倉 繁 良 逸

監査した箇所 監査執行年月日

縣立図書館 昭和二十六年一月二十九日
鳥取ろう学校 " 年二月二十七日
鳥取盲学校 " 年二月二十八日
縣立科学館 " 年三月七日

縣立図書館 昭和二十六年一月二十九日監査
監査委員 保 木 本 德 太 郎
" " 倉 繁 良 逸

監査概況

一、昨年図書館法の施行に伴い従來の如き只單に読書の便を提供するのみでなく廣く社会文化の啓發に自ら奉仕しこれを振興することを使命とされるに到つたので美術、音楽、映画の施設並びに時事問題、地方行政資料のしう集等諸施設の整備と内容設備の充實が焦眉の問題となつてゐる。今日当館の現状に対し今後關係当局の考慮が望ましい。

二、各分館の状況は創立後日なお浅きため総べてが貧弱であつて特に施設において倉吉分館の如きは民家の二階を間借りしており、又米子、日野分館は共に施設が狹隘のためその使命を發揮することを不可能にしてゐる状態につきこれ等は今後大いに採り上げ改善すべきであろう。

三、本館並びに分館の利用状況は逐年増加の傾向にあるが特に本館は昨年來全館を開放し従來の出納式閲覧から自由開架式に転換し一層利用者へ便宜を与え、図書館使命の眞価を發揮してゐることは欣ばし。

四、本年度始めての試みとして縣下各地に移動図書館を開設し多大の効果を収めてゐることは機宜に適した施策として特筆すべきである。特に本縣の如く地理的に不便な僻陬地の農山漁村を対照とする教育文化の向上のため今後これを持続することが望ましい。

五、本館講堂補修整備費は使用料財源(予算十万円)により施工のこととなつてゐるようであるが、使用料徴收規則に基き全免の場合が多いため財源を得ずその維持にさえ困惑してゐる。これ等は一般財源により施工すべきであるので当局の考慮を希望する。尙本館と講堂を結ぶ中間建物或いは一般來館者の自転車置場等附設建物の整備についても過去監査の際指摘してゐるが未だ予算化されないため放置されてゐる。これ又早急に考慮されるべきであろう。

六、職員は館長以下三六名(内米子五名、倉吉五名、日野四名)であつて、この内現在の専門職員は図書館法による法定資格を修得しなければならぬことになつてゐるので、これが現職教育或いは研修派遣により図

書館運営に支障を生ぜしめないよう留意すべきである。七、経理その他事務の処理状況は良好と認めしたが使用料七千一百五十円の未收については至急督促し收納すべきである。

鳥取ろう学校 昭和二十六年二月二十七日監査

監査概況

監査委員 岸 本 政 嘉

一、本校は昭和二十三年四月盲学校と一応分離し獨立校として運営し現在々学生徒を一〇七名(男子六四名、女子四三名)を收容教育してゐる。この間基礎学科(言語指導基礎)三年更に口話、難聴、手話、特別(特別児指導)教育六年(小中学校教育)高等部に木工、表具、被服の職業課程を置いており校長初め職員 の努力により困難な特殊教育を円滑に執行してゐるものと認められた。

二、本校舎は建築以來相当年数を経過してゐるので屋根瓦の破損並びに弛みをきたし隨所に雨漏箇所を生じてあり、之がため天井側壁脱落等が見受けられ又校舎外

壁の逃彩により陰鬱の感を与えてゐるが明るい施設に改装すべきである。

三、教室不足は昨年監査時指摘したるも本校学級完成年度を目標にして現状を比較すれば七教室不足し、理想的に特別教室を勘案する時は十五教室の不足であり、現在も生徒数及び学級数からして甚だ不足してゐる。例えば一室を仕切り兼用してゐるものは五教室あり特別教室として木工室、裁縫室等も極めて狹隘で不自由を續けてゐるようである。又表具室に到つては普通教室を書類箆等に境界し身動きもならぬような教育をしてゐる。以上のような不完全な施設では特殊教育を強力に推進せしむるに大いに支障を生ずるものと認められた。

四、聴覚を失つたろう兒に聽視覚教育は重要視されてゐるがこれが設備を縣においてなされないため、昨年五月PTA及び後援会の寄贈を得て集團補聴器(二組)電蓄(一台)による教育をし好果を挙げているが、集團補聴器は人員に比し尙二組は必要のようであるので

00366

00365

これが備付けに關係当局の考慮が望ましい。

五、防火施設に關しても毎回注意を促しているも未だ改善されていない。即ち泡沫式消火器三基程度では不充分と認められるが、昨年岡山ろう学校の火災による惨事に思いを致すとき盲、ろう学校或いは積善学園等の防火避難施設には多大の関心を払うべきである。

六、盲ろう教育の義務制となつてから滿三年経過した今日当該児童の就学率は四九%前後の模様であり盲学校と同様縣下市町村及び学校と連絡を密にし又家庭に出掛け啓蒙を図る等完全就学奨励に努力が望ましい。

尙これが経費の点については当局は善処すべきである。

七、会計その他一般事務は概して良好なるも左の点留意されたい。

- (1) 相当以前募金及寄附金により購入した備品は正規の手續により縣に移管すべきものと認められる。
- (2) 給費の受領印洩れが二、三あるので捺印整理すべきである。

鳥取盲学校 昭和二十六年二月二十八日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一、一昨年ろう学校との名目分離されているが本年度より更に獨立形態にすべく校舎を新築中のことは結構であるがしかし完全分離には未だしの感がある。尙本校には義務教育の外に高等科及び專攻理療科を設けており、現在四十名(男子二十七名、女子十三名)の生徒が在学しているが、校長以下職員の努力により困難な特殊教育を執行されているものと認めた。

二、懸案の校舎拡張工事は昨年十一月総工費一百三十八万余円を以つて延一〇坪(八教室)を新築着工されていたが之が、竣工の上は普通特別兩教室とも一応完備することとなり眞に欣ばしい。只昨年監査の際にも言及した通り運動場(室内外共)が未だろう学校と併用している關係上当校生徒はその使用に制約されているので、完全分離の面から謂つても今後考慮すべきものと思う。

- 三、盲兒童教員に必要な直感(接觸)教育は不可欠であるが、現状は人体模型がある程度にして他に何等の設備がない。今少し玩具その他物件等各種模型標本を充實整備し就学児に対する充實した教育実施が望まれる。
- 四、ろう学校の場合と同様該児童の就学率は不良である。即ち義務教育制が布かれてから滿三年を経た今日その就学率は縣下該児童総数の約三割程度とのものであるが、各市町村普通学校の協力と家庭の啓蒙を図り就学奨励に一段の努力が望ましい。尙これに対する旅費その他の経費も合せて考慮するべきである。
- 五、防火対策は不充分である。学校自体の防火避難訓練はされているようであるが防火用具等なくこれが配慮が必要と認む。
- 六、經理その他事務の処理状況は良好と認めたが左記の点至急整理されたい。
 - (1) 相当以前募金及び寄附金により購入の備品は正規の手續により縣に移管すべきものと認められる。
 - (2) 給費の受領証に各生徒の捺印洩れがある。

縣立科学館 昭和二十六年三月九日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本館は科学研究館として一昨二十四年七月現在地に移転し爾來本格的に縣民の科学智識の普及向上に盡力し愈々其の業績を挙げつゝあることを認め欣ばしい。

二、殊に物理、電氣、化学の三部の外昨年博物(生物地学)の一部を増設し之を博物館の常設展示施設として天文科学展と共に実地の研究施設として一般に開放、又プラネタリウムの映寫もして共に意外の好評を博し逐次本館設立の趣意に副いつゝあることは眞に結構と謂うべきである。

参考迄に昨年中(二十五年四月より二十六年二月迄)の一日平均來館者数を見ると指導研究室利用者延六三人、展示見学者延二九九人、計三六二二人である。

三、前述の如く廣く縣民一般の科学智識啓蒙機關である本館は縣東部に偏ししかも鳥取市の僻鄙の場所にある

00369

ため充分なる機能發揮が出来ない憾みがあるので今後機会を得て利用価値の發揮出来る場所へ移転も考慮すべきである。尙鳥取市周辺の利用に委せず自動車による移動科学館として使命達成も考えられ、縣下全般の科学智識の涵養と文化の向上に資することも考へべきであり縣当局の配意が望ましい。

四、前述の通り昨年来「天文学展」を常設し好評を得多大の成果を収めているが、更に明年度本縣の動植物、地下資源、水産漁族等を中心とする郷土科学展を又それに次ぎ生活科学展を考えられておるが、何れも縣民の科学智識を涵養せしめる上に大いに役立つものと考へられる。いずれにしても問題は經費にかゝるが現在の科学館を中途半端なものにしないよう活かすために何んとか配慮が必要であらう。

五、本館使命を考察し昨年五十万円の生産収入予算を本年度十万円に減額し研究指導に専念せしめ民衆の科学館となりつゝあることは結構である、しかしながら収入予算に拘泥する嫌が窺れたので研究機関と雖も運営

の円滑化と向上のために増収の面にも留意し努力を望みたい。

六、昨年末拡声器及びラジオ部品等が盗難に遭つたので階下各窓に鉄柵を構築したが、本館には貴重品や又他より預品があるので今後一層警戒を嚴にされたい。尚防火設備として消火器一〇 消火彈二〇 数個(昨年七月設置で交換を要す) 消火用バケツ、砂等一応完備しているが先決問題は火災予防につき取締を嚴格にし注意を望む。

七、職員は館長以下六名で他に研究生名儀の雇傭人六名(内無給三名)計十二名で専心努力しているが、今後施設の拡充される場合は勿論専門技術者の増員は必要である。

八、一般來館者、利用者の便利の地点に移転を要する事は第三のところにおいて述べたる通りなるが、図書館と隣接して総合的、相互的に種々運営すれば凡て非常に結構なるに、之が絶好の敷地たる旧商工奨励館跡を他に売却せることはさきに議會事務局監査報告中にも

00370

指摘せる通り甚だ遺憾とする。今後縣の財産処分に付き代償ある場合と雖も慎重なるべきことをこゝに於ても強調せざるを得ない。

九、一般事務、經理事務共大體整理され良好と認めたが左の点留意改善すべきである。

- (1) 生産物製作、組立依頼書を本人より徴し保存すべきである。
- (2) 払下代金の収入措置が遅延し勝であり二月末なお一万四千余円の未収金は早急收納すべきである。
- (3) 生産物に附随する材料費と一般消耗品は區別し明確經理されることが望ましく。
- (4) 各關係書類の編さんは索引を附し整然とし置くべきである。

◇鳥取縣監査公告第五十四号

地方自治法第二百四十條に基き昭和二十六年一月度及び二月度例月出納検査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事並に教育委員會に報告したのでこれを公表する。
昭和二十六年三月十七日

| | |
|---------|----------------|
| 鳥取縣監査委員 | 岸 本 政 嘉 |
| 〃 | 保 本 徳 太 郎 |
| 〃 | 柳 谷 保 一 |
| 検査した年月日 | |
| △事務検査 | 昭和二十六年二月十六日十七日 |
| △本 検査 | 〃 年二月十九日 |
| 検査の対照 | |

昭和二十五年十一月及び十二月中の縣歳入、歳出、現金出納、証券出納、物品出納その他一般会計事務一、一般会計歳入
(1) 予算に対する収入状況
現計予算額に対し平均六一%の収入状況で前年同期に比し二二・六%の上昇率であり、高率を示してい

00371

るものは繰越金一〇〇%、繰入金八二%、公企業及び財産収入八一%で低率のものは寄附金一四%懸債〇%となつてゐる。

(2) 調定に対する収入状況

調定額に対する収入比率は八九%で前年同期に比し大差なきも前月末現在の九〇・五%に比し一・五%下廻つた現状は着目すべきである。科目別に検討すれば地方財政平衡交付金、国庫支出金、繰入金、繰越金各一〇〇%企業及び財産収入九四%が良好にして寄附金三八%懸債四四%懸債〇%等不良である。

(3) 歳入申主なる未収金

- 縣 税 一億六千八百九十二万九千余円
- 土木費寄附金 一千三百一万二千余円
- 過年度収入 四百三十二万七千余円
- 林産物検査手数料 三百三十五万二千余円
- 道路損傷負担金 一百三十三万八千余円
- 家畜移出検査手数料 一百五十一万九千余円
- 水利使用料 一百三十万四千余円

○授業料 七十三万五千余円
○土木建築設計監督手数料 七十一万五千余円

二、一般会計歳出

(1) 予算に対する支出状況

現計予算額に対し五五・四%の支出状況であり前年同期に比し九%程度の上昇率であり概ね義務的経費の執行は順調なる事業経費である。産業経費四七・四%土木費四七・八%社会及び労務施設費四七・九%保健衛生費四九%等支出状況は低調につき事業の進捗を図ると共に支出の促進に努められたい。

(2) 支出内容の適否

支出証憑書の点検及び諸帳簿との照合等検査したのであるが不正不当のものなく概ね良好と認められたが別表の如く旅費概算及び前渡資金の未精算がある。毎回の如く指摘注意するも一向改善されざるは遺憾である。

(3) 予算流用

一時流用が相当件数あり別に不法不都合を認めず。

00372

三、一般会計收支比較状況(十二月末現在)

収入済額 十六億二千五百六十九千七百七十円二十五銭
(現計予算額の 八九%)

支出済額 十四億五千八百五十六万二千九十六円六十二銭
(現計予算額の 五五四%)

差引額 一億六千六百五十七万七千六百七十三円六十三銭
(歳入歳出差 三三・六%)

右の通りにして一般に予算執行は低調である。

四、特別会計歳入

予算に対する収入比率は概して低調であり殊に無畜農家解消事業費二九・八%就学奨励資金二〇%縣立実業学校実習費四〇・一%災害救助基金四一・五%は事業の性質上から見て不振と認められる。

五、特別会計歳出

歳入同様低調であり本月迄全然支出なきも就学奨励資金、なほ自作農創設維持奨励金八二円支出は事業執行不良である。

六、特別会計收支の比較状況

支出超過の会計は左記の通りで獨立採算の事業会計であり年度中途においても收支を跋行的状況に置くことは嚴に戒めなければならない。

記

○縣立中央病院事業会計

支出超過額 一百七十五万二千余円

○競馬事業費会計

〃 一千余円

七、現金出納

十二月末現在の現金出納は寄託金外七種目にして適正と認む

受 高 一千四百八十二万一千二百四十二円二十六銭
払 高 一千二百三十三万五千六百三十三円五銭
残 高 二百七十五万五千五百七十九円二十一銭

八、証券出納

出納事実がない。

九、物品出納

物品出納記帳は概ね良好と認めたが破損品其の他使用に堪えないもの、払出は各課を督促し整理せしむべきである。

一〇、金庫運用金の状況

| | |
|---------------|--------------------|
| 一般会計歳入額 | 十六億二千五百六十万 |
| 歳出額 | 十四億五千八百五十六万 |
| 差引額 | 一億六千六百五十万 |
| 特別会計歳入額 | 六千八百四十四万一千二百五十四円五錢 |
| 歳出額 | 六千四百三十三万九千九百六十六円 |
| 差引額 | 七十九万七千九百六十五円三十九錢 |
| 一般会計特別会計差引合計額 | 一億六千七百三十万 |
| 一時借入金 | 三千万円 |
| 合計 | 一億九千七百三十万 |
| 内定期預金 | 五千六百三十九円二錢 |
| 通知預金 | 二千万円 |
| 金庫契約に依る準備金 | 一億五千万円 |
| 金庫契約に依る準備金 | 六百万円 |

差引 二千一百三十万五千六百三十九円二錢
(支払準備普通預金)

一一、その他会計事務の処理状況
概して良好と認めた。
概算旅費未精算調(昭和二五、二二、三二現在)

| 部名 | 件数 | 金額 | 摘要 |
|-------|-----|-----------|----|
| 総務部 | 三六 | 一六九、八五二 | |
| 経済部 | 三〇 | 二二三、六三九 | |
| 労働部 | 二三 | 一六二、〇三七 | |
| 農林部 | 一五三 | 八五八、七四三 | |
| 農地部 | 六 | 五五、一九〇 | |
| 民生部 | 二二 | 一一七、九四五 | |
| 土木部 | 三五 | 一一五、八五二 | |
| 衛生部 | 一一 | 一五二、〇七〇 | |
| 教育委員会 | 三一 | 一五一、二七四 | |
| 縣会事務局 | 三 | 七〇、〇二五 | |
| 計 | 三五二 | 二、〇八六、六二七 | |

前渡資金未整理調(昭和二五、二二、三二現在)

| 月別 | 件数 | 金額 | 摘要 |
|-----|----|-------|----------|
| 五月 | 一 | 二二六千円 | (千円以下省略) |
| 六月 | 二 | 七〇 | |
| 七月 | 一 | 二五 | |
| 八月 | 五 | 二〇二 | |
| 九月 | 三 | 四二 | |
| 十月 | 二二 | 三、六四二 | |
| 十一月 | 一五 | 五五 | |
| 十二月 | 一〇 | 二三〇 | |
| 計 | 五九 | 四、五〇二 | |